

必要に応じて連携推進委員会を設置する。

(協定の期間)

第4条 この協定は、2012年4月1日から発効し、期間は3年とする。ただし、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、この協定は、さらに3年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(補則)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

2012年 3月 28日

甲 東京都港区白金台一丁目2番37号

明治学院大学 学長



乙 岩手県上閉伊郡大槌町新町1番1号

大槌町長

Two handwritten signatures in black ink. The signature on the left is for the representative of Meiji Gakuin University, and the signature on the right is for the representative of Ohtsu Town.